変えよう鎌ケ谷!市民が主役　市政報告

鎌ケ谷市議会議員

岩波はつみ

発行日 2017.09.10　№33
発行者 鎌ケ谷市議会無所属の会

■岩波初美事務所■
〒273-0124　鎌ケ谷市中央 1-1-34 前田ビル３F
電話 047-445-5780　FAX 047-445-5790
メール kamagaya@iwanamihatsumi.com
活動ブログ http://iwanamihatsumi.com

嫌がらせには動じません。欠席イチャモン事件

6月議会中に一日仕事日程とぶつかり、届出をして欠席した。それを後から「正当な理由のない欠席」と勝又議長が騒ぎ立て、私の言い分は聞かず厳重注意とやらの処分を下すという全国に類のない支離滅裂な事件が起こった。議員の欠席はありふれているが、届出が受理されたのちに正当でないとして処分するなど聞いたことがない。正当でない欠席の根拠としたのは、地方自治法１３７条「欠席議員の懲罰」だ。『無断欠席』している議員への制裁措置条項だ。私は無断欠席ではない。対象外の事案に別な法律を捻じ曲げて当てて、相手を陥れるのは権力のトップとしていかがなものか。

なぜ情報開示しない？行政独断で初富駅広場と道路計画、強行実施の構え

県道拡幅に 11 億円、鎌小通り拡幅に 5 億円、駅前広場整備に 1 億円　計 17 億円は必要か？

本当に 17 億円かけて、大勢の市民に立ち退きや用地提供をしていただいてまでこの大事業は必要なのか？その大前提に合意形成がなされていない。“けやきネット”という市民団体が、4 年間で 100 回近い検討協議を経て市民参加でまとめた計画は、初富交差点への影響が大きいとの警察判断で退けられた。現在鎌ケ谷市が最善の計画という「県道 57 号線を拡幅し右折レーンを設け、更に鎌ケ谷小学校通りをロータリー入り口部分まで拡幅し、ロータリー内に車両を通す」という真意は、その検討経緯が黒塗り未公開であるため全く不明である。議会も地権者も市民団体けやきネットすら経緯の説明を受けていない中、事業は強行されようとしている。

前回の６月議会の私の一般質問で明らかになったことは次の４点である。

① 県道拡幅を千葉県が行うとの確約はない。できる部分は協力するとの県の意向はある。
② 県道拡幅ができなくとも市道だけ拡げて、まずは車を通したいと鎌ケ谷市は考えている。
③ 高架鉄道に沿って図書館側に道路ができるが、この道路は当面車を通すことはない。
④ 船取線側から初富駅に車両を入れていくということはこれまで検討したことはない。
⑤ 今後、けやきネットとの協議を行うつもりはない。

９月議会でも引き続きこのテーマを取り上げる予定。県道拡幅の見込みは千葉県としてどの段階まで合意されているのか？県道見込みがなくて市道のみ先行拡幅が本当に認められるのか？けやきネットと向き合って合意を得ようとなぜしないのか？駅近くまで車両を入れる目的に沿って、巨費を投じずもっと他にやり方があるはずと考えないのか？等。

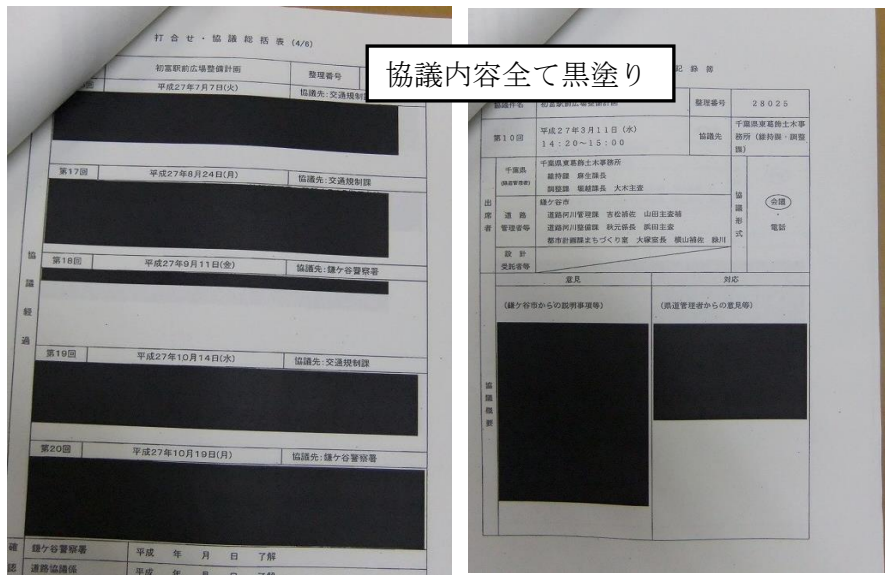

初富駅前広場に関する鎌ケ谷市と千葉県、警察等と打合せ記録は全て内容が黒塗り。打合せ記録を公表しないまま 17 億円の事業が現在予算化されようとしている。納得できますか？（平成 29 年 8 月現在）

岩波　初美　（イワナミ　ハツミ）経歴

■ 1959 年（昭和 34 年）山梨県生まれ
■ 夫・夫の母・子ども 3 人・孫 2 人
■ 千葉大学教育学部卒業
■ 1991～1999 年　鎌ヶ谷市議会議員 2 期 8 年務める。2010 年と 2014 年 7 月、鎌ケ谷市長選挙に立候補、12000 票をいただくが及ばず。
■ 現在　鎌ケ谷市議会議員 4 期目、NPO 理事、千葉工業大学特別講義講師、アクアライン 800 円実現化協議会運営委員、ぐるっ都地球温暖化対策地域協議会監事、地域主権型道州制南関東州政治家連盟代表、知的障がい者生活支援グループホーム非常勤スタッフ
■ 2015 年春より 35 年ぶり学生となり、大学院にて行政施策と効果の関係性を研究する。福島原発避難者の帰還に必要とされる自治体政策を研究論文として発表。

正当な手続きによる欠席を「事件」のごとく騒ぎたてる

勝又議長、原前議長、芝田前々議長　何度も私用欠席、理由不開示

8 月 15 日付の市議会だよりに、私宛「本会議欠席への厳重注意」を勝又議長が行った旨の記事が掲載された。私の言い分を述べる機会すらないので、紙面を使って反論を書く。2 月末に仕事調整の必要から議会日程を求めたが提示してもらえず、大学の講師日程が先に決まった。日程表も示さずに「議会を優先しろ」と言われてもやりようがない。欠席届は提出済みだ。

議長の言い分は、5 月 29 日に前議長が欠席届を受理したものの、正当な理由のない欠席であると判断し、厳重注意という処分をしたという顛末だ。この一方的な処分を新聞社に流し、議会だよりにて広報しているが、法令制度を無視した権力の乱用である。

議員の欠席は届出を出すことのみが条件で、何を優先するかは議員個人が判断する。欠席届を受理しながら同時に注意処分することを『支離滅裂』という。議員欠席は時々発生している。以前、自分が他の仕事で休んだ時は、「私事都合」で済んだ記憶がある。なぜ、今回だけ？不明である。

議員はこんなに議会を欠席している。
平成23年～28年欠席回数。理由は不開示。

議員氏名	欠席数	内訳	欠席理由
月野隆明	7回		個人情報だからと欠席理由は不開示
芝田裕美（前々議長）	5回	議長でありながら議会欠席5回	
佐藤　誠	5回		
小易和彦	4回		
原八郎（前議長）	4回	議長でありながら議会欠席2回	
野上　実	3回		
勝又　勝（議長）	3回		
大野幸一	2回		
小泉　巌	2回		
岩波初美	2回		
土屋裕彦	1回		
池ケ谷富士夫	1回		
石神市太郎	1回		
石井一美	1回		
宮城登美子	1回		
吉野良一	1回		